## ○デジタル庁告示第四号

行政 機関 の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。) 第

四十六条及び行政機関の保有する個 人情報の保護に関する法律施行令 (平成十五年政令第五百四十八号) 第

は事務 二十六条第 の 一 部について委任を行うこととしたので、 同令第二十六条第三項の規定に基づき、 次のとおり告示

総理大臣の所掌に係る法第四章

第一節か

ら第三節までに定める権限又

項の

規定に基づき、

内閣

する。

令和三年九月一 日

内閣総理大臣 菅 義偉

## 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣 総理大臣の 所掌に係る法第四章第 節から第三節までに定める権限又は事務のうち、 次の表の上欄

に掲げる機関の所掌に係るものについては、 同表下欄に掲げる職員に委任すること。

統括官(戦略・組織担当)	統括官(戦略・組織担当)
統括官(デジタル社会共通機能担当)	統括官(デジタル社会共通機能担当)

統括官(国民向けサービス担当)	統括官(国民向けサービス担当)
統括官(省庁業務サービス担当)	統括官(省庁業務サービス担当)

委任の効力の発生する日

令和三年九月一日

- 2 -